

## 六甲山観光株式会社 駐車場利用約款

六甲山観光株式会社（以下「当社」という。）が管理する駐車場（以下「駐車場」という。但し、六甲ケーブル下駅前駐車場は除く）は、下記の規定に従ってご利用頂きます。

### 1. 駐車スペースの提供

(1) 駐車場は、主に当社が運営する施設の利用を目的に短時間駐車するためのスペースを有償で提供することを目的とするものであり、車両をお預かりするものではありません。また、当社の承諾なく、駐車場において営業行為を行うことは禁止します。

(2) 駐車場内での火気使用は禁止します（イベント開催時等当社が許可した場合は除く）。

### 2. 免責

当社は、駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。また、当社は、駐車場の利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他駐車場内で発生した原因に起因して被った損害について責任を負いません。但し、当社の故意又は重大な過失による損害についてはこの限りではありません。

### 3. 駐車時間

駐車場は、主に当社が運営する施設の利用を目的に短時間の駐車を目的とする駐車場です。駐車場の利用はご利用当日の駐車場営業終了時間までとします。但し、当社に事前に承認を受けた場合は、この限りではありません。

### 4. 駐車することができない車両

(1) 車両の大きさ等により、当社従業員が駐車場内に駐車することができないと判断する場合があります。また、以下の車両についても駐車することができません。

- ① 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
- ② 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
- ③ 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
- ④ 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
- ⑤ 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。
- ⑥ 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設又は機器に損傷を発生させるおそれのある車両。

⑦危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。

(2) 前各項に拘らず、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者の駐車（利用）はお断りさせていただきます。

## 5. 駐車料金

(1) 駐車場の利用者は、駐車場に掲出した料金額をお支払い頂きます。

(2) 駐車料金は、駐車場内に備付けの精算機、支払い機等でお支払いいただくか、当社の従業員へお支払いください。

(3) ゲート等の状況にかかわらず、精算手順にしたがった精算行為を行ってください。

(4) 購入いただいた駐車券を当社の運営する他の施設にお見せいただくと、購入当日に限り当該施設付属の駐車場をご利用いただけます。（※六甲ケーブル下駅前駐車場は対象外

）但し、六甲山スノーパークを2施設目以降でご利用の場合は追加料金が発生します。駐車券を紛失した場合は、当社の運営する他の施設付属の駐車場を利用する際は料金が発生します。

## 6. 駐車方法

(1) 駐車場の利用者は、駐車場内に掲出された方法にしたがい、示された駐車スペース内に駐車してください。駐車スペース以外の場所に駐車しないでください。

(2) 駐車場内での駐車時又は停車時には、エンジンを停止させてください。但し、当社が別途承諾する場合は、この限りではありません。

## 7. 放置車両の取扱い

(1) 駐車場の利用者が、当社への届出を行うことなく7日間を超えて車両を駐車している場合、当社は、これらの利用者に対して、駐車場において掲示することにより、当社が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができるものとします。

(2) (1)の場合において、利用者が、車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないとき又は当社の過失なくして利用者を確認することができないときは、当社は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知し、又は駐車場において掲示することにより、当社が指定する日までに車両を引取することを請求することができるものとします。この場合、利用者は、当社から当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対して車両の引渡請求、又はその他事情のいかんを問わず何らの異議を申し立てないものとします。

(3) (1)(2)の請求を書面（駐車場における掲示を含む。）により行ったにもかかわらず、当社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、当社は、請求を受けた利用者及び車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。

- (4) 当社は、(1)の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、当社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。
- (5) 当社は、(1)(2)の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができるものとします。
- (6) 当社は、(1)(2)の場合において、管理上支障があるときは、駐車場において掲示して予告した上で、車両を他の場所に移動することができるものとします。
- (7) 当社は、(2)に定める車両引取りの請求をしたにもかかわらず、その請求時に当社が指定した日までに引取りがなされないときは、当社が指定した日から3ヶ月を経過した後、所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(請求後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、請求時に当社が指定した日を経過した後直ちに、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (8) 当社は、(7)の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示するものとします。
- (9) 当社は、(7)の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために当社が要した費用があればこれを控除します。このとき、処分によって生じる収入より当社が要した費用の方が高額である場合は、当社は所有者等に対してその差額の支払いを請求し、当社が要した費用より処分によって生じる収入の方が高額である場合は、当社はその差額を所有者等に返還するものとします。

## 8. 利用者の賠償責任

駐車場の利用者が、本約款もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは重大な過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当社が被った損害(その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。)を賠償して頂きます。

## 9. 本約款の変更

本約款の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。本約款の変更に際しては、変更後の約款の内容と適用開始日を店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

※当社は、第4条(1)の基準に該当する車両であるか否かにかかわらず、駐車スペース以外に駐車している車両等を発見した場合には、移動、売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

#### 附 則

この規則は、2020年4月1日から適用する。